

平成 2 6 年度第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」次第

平成 2 6 年 5 月 2 7 日（火）午後 3 時～
足立区役所中央館 8 階 特別会議室

1 . 子ども支援専門部会長挨拶

2 . 議事

【審議・調査事項】

1 . (仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画策定に伴う量の見込みの算出について

＜子ども家庭課＞資料 1

別紙資料

【報告事項】

1 . 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について ＜子ども家庭課＞資料 2

「子ども支援専門部会」

平成26年5月27日

件名

(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画策定に伴う量の見込みの算出について

所管部課

子ども家庭部子ども家庭課

内容

1

(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う量の見込みの算出について
事業計画の策定にあたり、下記のとおり、各施設・事業ごとに提供区域を定め、
ニーズ調査で把握した利用意向率等を基に、計画期間（平成 27～31 年度）における
「量の見込み」を算出する（算出方法等の詳細は、別紙資料 1 を参照）。

(1) 各施設・事業ごとの提供区域及び量の見込み
教育・保育

区分		提供区域	量の見込み(H27)	定員(25.4.1現在)
1号	3～5歳 学校教育(幼稚園等)のみ	1区域 (区全域を 1区域)	9,291人	11,188人
2号	3～5歳 学校教育(幼稚園等)の 利用意向がある			
	3～5歳 保育の必要性あり	7区域 (区全域を 7分割)	6,235人	6,395人
3号	0歳 保育の必要性あり		1,908人	1,147人
	1・2歳 保育の必要性あり	5,188人	4,290人	

1号：保育の必要性がなく、幼稚園教育を希望する3～5歳
2号：保育を必要とする3～5歳
3号：保育を必要とする0～2歳

地域子ども・子育て支援事業

区分		提供区域	量の見込み(H27)
1	学童保育室運営事業 (放課後児童健全育成事業)	7区域	(低学年)4,213人 (高学年)1,651人
2	子育てサロン事業 (地域子育て支援拠点事業)	7区域	308,508(人回/年)
3	平日の定期的な延長保育事業 (時間外保育事業)	7区域	2,640人
4	【幼稚園在園児】一時預かり等の利用 (一時預かり事業(幼稚園型))	1区域	(1号認定) 39,996人 (2号認定)327,762人
	【幼稚園在園児を除く】不定期の一時 預かり等の利用 (一時預かり事業等・子育て援助活動支 援事業(就学前)・子育て短期支援事業(ト ライアイト))	1区域	45,575(人日/年)
5	こどもショートステイ事業 (子育て短期支援事業(ショートステイ))	1区域	1,545(人日/年)
6	あだち子育て応援隊(小学生) (子育て援助活動支援事業(就学後))	1区域	37,923(人日/年)
7	病気の際の対応 (病児保育事業)	1区域	5,647(人日/年)
8	養育支援訪問事業 要保護児童対策地域協議会の開催 虐待予防講座の実施 (養育支援訪問事業等)	1区域	462(人日/年) 430回 9回
9	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	1区域	4,800人
10	妊婦健康診査事業 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	1区域	67,300人
11	利用者支援に関する事業	1区域	17箇所

(2) 今後の方針
量の見込みに対する「確保の方策」について、各施設・事業のこれまでの利
用実績等を踏まえ、検討していく。

2 子ども・子育て支援新制度施行に伴う区が策定すべき基準について

平成 26 年 4 月 30 日に、新制度に関連する府省令が公布された。ついては、下記のとおり条例を策定する。

(1) 公布された府省令

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

これら府省令のうち、区が条例等で基準を定める必要があるものは、
、 、 の 3 つ

(2) 区が条例で策定すべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(別紙資料 2・3)

新制度において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 類型について、区の認可事業として位置づけられた。これに伴い、4 類型の事業の設備及び運営に関する基準を、区が条例で定める必要がある。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(別紙資料 4・5)

新制度では、認可を受けている教育・保育施設(1)と地域型保育事業(2)について、施設・事業者からの申請に基づき、区が子ども・子育て支援法に基づく給付対象の施設・事業となることを「確認」し、給付費(委託費)を支払うことになる。この「確認」を行うための基準を、区が条例で定める。

1 教育・保育施設：幼稚園、認可保育園、認定こども園

2 地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(別紙資料 6・7)

新制度において、放課後児童健全育成事業(学童保育)の設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、区が条例で定める必要がある。

(3) 今後の方針

上記基準については、府省令で示された参酌基準()を精査し、地域保健福祉推進協議会及び子ども支援専門部会(子ども・子育て会議)にお示ししたうえで、平成 26 年第 3 回区議会定例会に条例議案を提出する。

なお、「支給認定(保育の必要性の認定)」及び「費用・利用者負担」に関する基準については、別途府省令等が示された後、同様に条例化を検討する。

参酌基準：条例制定にあたり、十分に参照したうえで判断しなければならない基準。ただし、十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

「子ども支援専門部会」

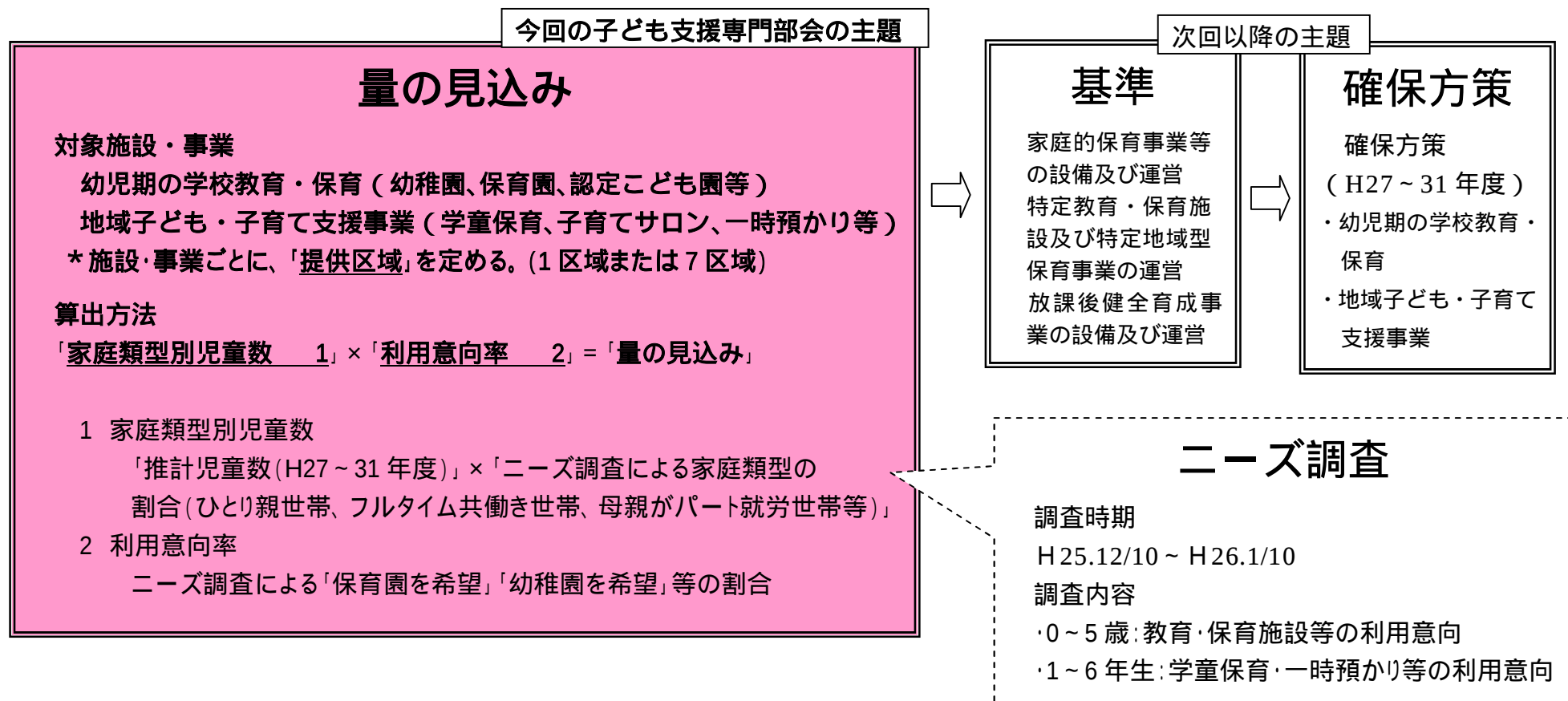
平成 2 6 年 5 月 2 7 日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	平成 2 7 年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」においては、制度の対象となる幼稚園・認定こども園・保育園・小規模保育室・家庭福祉員の保育料体系が住民税による所得階層に基づく応能負担体系に移行することになる。そのため、保育料の設定について、子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問し、その答申内容を尊重して決定する。 また、学童保育室の保護者負担金についても、併せて審議会に諮問する。 1 審議会委員について 現在委員の選定を行っている。内訳は次のとおり。 学識経験者 4 名 人選中。 区議会議員 4 名 総務部を通じ、区議会に依頼済。 区内団体 5 名 私立幼稚園協会、私立保育園連合会、認証保育所連絡会、小規模保育室連絡会、住区センター連絡協議会に、委員の推薦を依頼。 公募委員 4 名 あだち広報、ホームページで募集。 区内在住の幼稚園利用者、保育園利用者、自宅で子育て中の方。 区職員 3 名 教育長、子ども家庭部長、地域のちから推進部長 計 2 0 名 2 審議期間 6 月末から 9 月末まで、計 4 回の開催を予定。 3 今後のスケジュール 6 月 4 日 教育委員会で諮問内容及び委員を決定。 6 月末頃 第 1 回審議会を開催。 (審議会は 4 回実施予定) 9 月末頃 第 4 回審議会を開催。審議会が答申を決定。 1 0 月 ~ 保育料改定条例 (案) を作成。 1 2 月 第 4 回足立区議会定例会に条例案を上程、議決。 1 月 ~ 保護者など関係者に保育料改定を周知。

(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」において、区市町村に「子ども・子育て支援事業計画」策定が義務づけられた。これを受け、足立区においても、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、及び地域の子ども・子育ての支援の充実を図るための計画として、(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画を策定する。

事業計画の策定にあたっては、ニーズ調査(実施済み)により「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の“現在の利用状況 + **将来の利用希望**”を把握し、5 年間(平成 27 年度～平成 31 年度)の計画期間における「量の見込み」を立て、それに対する「確保の方策」を示す。「量の見込み」に対し、確保するための施設・事業が不足していれば、それを整備していく。



【目次】

足立区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて	1
A 提供区域の設定について	3
B 計画期間における年齢別児童数の推移（推計）	7
C 家庭類型について	8
D 教育・保育に関する量の見込みの算出	9
1 算出区分	
2 1～3号認定における量の見込みの各算出方法	10
3 区域ごとに「教育・保育」の量の見込み	12
E 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みの算出	13
1 算出方法	
2 地域子ども・子育て支援事業の対象年齢・家庭類型・区域	14
3 地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込み	
(1) 学童保育室	15
(2) 子育てサロン事業	16
(3) 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降の保育ニーズ）	17
(4-1) 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用	18
(4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	19
(5) こどもショートステイ事業	20
(6) あだち子育て応援隊（小学生）	21
(7) 病気の際の対応	22
(8) 養育支援訪問事業等	23
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業	23
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	24
(11) 利用者支援に関する事業	24
F 5年間（平成27年度～平成31年度）の量の見込み	25

A 提供区域の設定について

1 基本指針(案)における考え方 前回資料の再掲

「量の見込み」・「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することと定められている。

- 「量の見込み」・「確保の方策」は教育・保育提供区域ごとに設定されることになり、施設・事業の整備も、区域ごとに行われることになる。
- 新制度においては地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）が区市町村による認可事業となる。教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」における教育・保育提供区域設定の考え方

- （ア） 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する必要がある。
- （イ） 教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要がある。
- （ウ） 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。ただし、（イ）のとおり、需給調整の判断基準となること等から、子どもの区分（認定区分）ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することも可能。

（出所）「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）第三の二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項1 教育・保育提供区域の設定に関する事項」を要約

2 足立区における考え方（案） 前回資料の再掲

まず教育・保育について、基本計画上の13ブロックをベースとした上で、待機児童解消アクション・プラン策定の過程で把握した区域を超えた保育利用の実態等を踏まえ、基本となる区域を設定する。

その上で、各地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態を勘案しながら、各事業ごとに適切な区域を設定する。具体的には、地域を区切った利用ではなく区全域での利用実態があるため区全域で1区域とするものと、前述の基本となる区域を適用するものの主に二つに分かれる。

3 足立区における「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の区域設定（案）

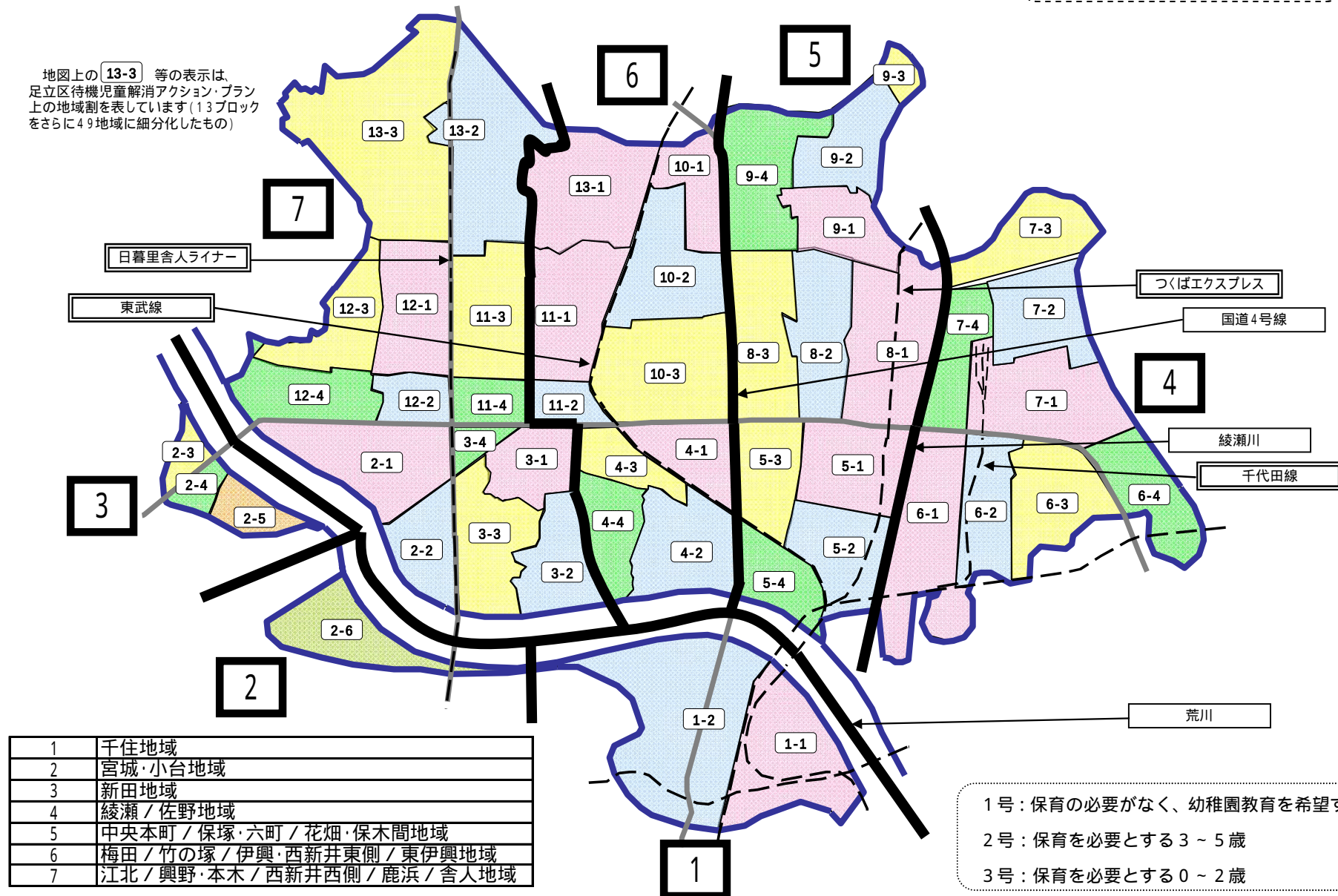
（１） 教育・保育

- 【 案 】
- 私立幼稚園等を対象にする教育（１号）は、１区域とする。
 - 保育園等を対象にする保育（２号・３号）は、７区域とする。

【提供区域】

- １区域：足立区全域を１区域
 ７区域：足立区全域を７分割

地図上の「13-3」等の表示は、
 足立区待機児童解消アクション・プラン
 上の地域割を表しています（13ブロック
 をさらに49地域に細分化したもの）



【考え方】 **教育（１号）**

- 教育（１号）については、園バスによる広域利用が多いため、区全域で１区域とする。

保育（２号・３号）

- 施設・事業の整備が区域ごとに行われるようになることから考えると、ニーズに柔軟かつ的確に対応し施設・事業整備を行っていくためには、これまでの施設整備状況も勘案した上で、ある程度大枠の区域を設定する必要がある。

細かすぎる区域設定では、勤務地等の都合から居住エリア以外の施設・事業を希望する利用者のニーズに柔軟に対応できない。

【具体例】綾瀬地域と佐野地域（１３ブロックの分けでの６ブロックと７ブロック）

隣接する綾瀬地域で整備が進められたこともあり、佐野地域の多くの保護者が綾瀬地域の保育施設を希望する現状がある。綾瀬地域と佐野地域をそれぞれ単独の区域とした場合、たとえば、佐野地域から綾瀬地域へと流れる保育需要がまだ存在するにも関わらず事業計画上は綾瀬地域が供給過多になってしまうという事態も考えられる。

そこで、以下のとおり地域特性（地理的条件、交通事情等）を踏まえた区域を設定することとする。

- 荒川堤北の地域については、「鉄道路線（駅）に向かい利用者が移動する」（保育需要は、居住エリアだけでなく、駅を中心に通勤経路の途中でも発生する）という考え方に基づき、千代田線・つくばエクスプレス・東武線・日暮里舎人ライナーの４路線を中心とし、河川・道路等の状況も踏まえ、４区域とする。
- 荒川堤南の地域については、河川・道路、その他の地理的条件から、千住、宮城・小台、新田の各地域内において保育利用が完結する傾向にあるという考え方に基づき、それぞれを１区域、計３区域とする。
- 子ども・子育て支援事業計画は毎年度点検・評価することとされている（必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行う）。事業計画策定後は、これまで毎年度策定してきた待機児童解消アクション・プランの手法を活かし、需給バランスの検証を行っていくとともに、待機児童の発生状況から優先的に整備が必要な箇所をピンポイントで示していくことを考えている。

教育・保育提供区域は、その区域ごとに「量の見込み」・「確保の方策」を設定し、施設・事業を整備していくためのものである。在住区域以外の各サービスの利用を制限するといった主旨のものではない。

今回示す区域設定の案は、今後確保方策等を検討していく中で一部変更となる可能性がある。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

【 案 】

事業名	提供区域
1 学童保育室	7 区域
2 子育てサロン事業	7 区域
3 平日の定期的な延長保育事業（18 時 30 分以降の保育ニーズ）	7 区域
4 - 1 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用	1 区域
4 - 2 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	1 区域
5 こどもショートステイ事業	1 区域
6 あだち子育て応援隊（小学生）	1 区域
7 病気の際の対応	1 区域
8 養育支援訪問事業等	1 区域
9 乳幼児家庭全戸訪問事業	1 区域
1 0 妊婦に対して健康診査を実施する事業	1 区域
1 1 利用者支援に関する事業	1 区域

【提供区域】

1 区域：足立区全域を 1 区域

7 区域：足立区全域を 7 分割

【考え方】●広域利用を前提としているなど、事業の特性が区域割りの考え方に馴染まないものについては 1 区域とする。

- 「4 - 1 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用」については「教育（1 号）＝ 1 区域」と合わせる。

B 計画期間における年齢別児童数の推移(推計)

各年度1月1日現在

足立区の人口推計業務調査による

< 参考 >

	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前児童	0歳	5,417	5,302	5,196	5,064	4,933
	1歳	5,523	5,387	5,276	5,172	5,044
	2歳	5,475	5,568	5,428	5,316	5,206
	3歳	5,561	5,479	5,538	5,409	5,301
	4歳	5,431	5,553	5,472	5,533	5,396
	5歳	5,572	5,403	5,519	5,439	5,470
小学生	6歳	5,544	5,534	5,387	5,497	5,421
	7歳	5,312	5,484	5,479	5,318	5,439
	8歳	5,271	5,256	5,427	5,416	5,274
	9歳	4,968	5,282	5,252	5,409	5,408
	10歳	5,309	4,961	5,272	5,240	5,400
	11歳	5,387	5,298	4,958	5,264	5,243
合計		64,770	64,507	64,204	64,077	63,535

年齢	25年度	26年度
0歳	5,555	5,436
1歳	5,621	5,665
2歳	5,593	5,584
3歳	5,701	5,525
4歳	5,689	5,662
5歳	5,477	5,641
6歳	5,438	5,465
7歳	5,084	5,407
8歳	5,346	5,080
9歳	5,404	5,346
10歳	5,590	5,420
11歳	5,709	5,599
合計	66,207	65,830

C 家庭類型について

ニーズ調査結果により、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から、タイプA～Fの「家庭類型」に分類する。

家庭類型は、現在の就労状況による「現在の家庭類型」、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の2種類を算出する。

各施設・事業の量の見込みは、「潜在的な家庭類型」をもとに算出する。

1 現在・潜在の家庭類型

(1) 現在の家庭類型：ニーズ調査実施時点における「現在の就労状況」

(2) 潜在的な家庭類型：ニーズ調査で回答した「将来的に予定している就労希望」を反映

父の就労変更希望が少ないことに鑑み、母の就労状況の変化にのみ着目して潜在的な家庭類型を算出

(例) タイプD（父がフルタイム・母が専業主婦）の世帯において、母がすぐに就労したいと回答した場合

(i) 母の就労希望がパート（月120H以上）の場合は、タイプCに加え、タイプDからは除く。

(ii) 母の就労希望がフルタイムの場合は、タイプBに加え、タイプDからは除く。

家庭類型		就学前児童（0～5歳）	
		現在	潜在
タイプA	ひとり親	7% (2,203名)	7% (2,203名)
タイプB	フルタイム×フルタイム	29% (9,536名)	31% (10,356名)
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120H以上、または月48H～120H未満の一部)	11% (3,746名)	13% (4,211名)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月48H～120H未満の一部、または月48H未満)	6% (1,971名)	8% (2,718名)
タイプD	フルタイム×専業主婦（夫）	47% (15,363名)	40% (13,343名)
タイプE	パート×パート (双方が月120H以上、または月48H～120H未満の一部)	0.1% (61名)	0.2% (73名)
タイプE'	パート×パート (いずれかが月48H～120H未満の一部、または月48H未満)	0% (0名)	0% (0名)
タイプF	無業×無業	0.2% (98名)	0.2% (73名)

「タイプC」と「タイプC'」のうち、『月48H～120H未満の一部』の分類

現在または将来的に保育園等の利用意向がある場合は「タイプC」、それ以外（幼稚園等の利用意向）は「タイプC'」

「タイプE」と「タイプE'」のうち、『月48H～120H未満の一部』の分類

現在または将来的に保育園等の利用意向がある場合は「タイプE」、それ以外（幼稚園等の利用意向）は「タイプE'」

D 教育・保育に関する量の見込みの算出

1 算出区分

国資料（内閣府）の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」）』に基づき、ニーズ調査の結果を踏まえ、施設・事業ごとに設定した区域方針において、教育・保育（幼稚園・保育園等）に関する量の見込みを算出する。

区分		年齢	対象施設・事業	足立区の区域方針
1号	【ア】	3～5歳 (学校教育のみ)	私立幼稚園(私立認定こども園の短時間保育を含む) 区立認定こども園の短時間保育	1区域
2号	【イ】	3～5歳 1 (幼児期の学校教育の利用意向がある)	私立幼稚園(私立認定こども園の短時間保育を含む) 区立認定こども園の短時間保育	
	【ウ】	3～5歳 2 (保育の必要性あり)	認可保育園(区立認定こども園の長時間保育を含む) 私立認定こども園(長時間保育)	7区域
3号	【エ】	0～2歳児 (保育の必要性あり)	東京都認証保育所 足立区小規模保育室 家庭福祉員(グループ保育含む) 事業内保育施設 居宅訪問型保育	

- 1 就労を理由として保育の必要はあるが、ニーズ調査で私立幼稚園等を利用したいと回答した世帯が【イ】に該当する。
- 2 就労を理由として保育の必要はあり、ニーズ調査で認可保育園等を利用したいと回答した世帯が【ウ】に該当する。

1号：保育の必要がなく、幼稚園教育を希望する3～5歳

2号：保育を必要とする3～5歳

3号：保育を必要とする0～2歳

2 教育・保育における量の見込みの算出方法

教育・保育における量の見込みについては、以下【ア】～【エ】のように、ニーズ調査をもとに、施設・事業ごとに設定した区域方針において、「国の手引き」により算出する。ただし、この方法により算出した量の見込みのうち、過大に出ている傾向がある「0歳児の保育」については、手引きによる算出方法を一部変更し、量の見込みを算出する。

【ア】1号認定	
量の見込み（人）	「（i）家庭類型別児童数」 × 「（ii）利用意向率」
（i）家庭類型別児童数 対象家庭類型 対象年齢	$C' (7\text{ル} \times \text{ハ}^\circ - \text{ト}) + D (7\text{ル} \times \text{専業主婦(夫)}) + E' (\text{ハ}^\circ - \text{ト} \times \text{ハ}^\circ - \text{ト}) + F (\text{無業} \times \text{無業})$ 3～5歳
（ii）利用意向率	ニーズ調査の問15で、定期的に利用したいと考える事業として、「1.私立幼稚園」「4.区立認定こども園の短時間保育」と回答した者の割合

【イ】2号認定（幼児期の学校教育を希望）	
量の見込み（人）	「（i）家庭類型別児童数」 × 「（ii）利用意向率」
（i）家庭類型別児童数 対象家庭類型 対象年齢	$A (\text{ひとり親}) + B (7\text{ル} \times 7\text{ル}) + C (7\text{ル} \times \text{ハ}^\circ - \text{ト}) + E (\text{ハ}^\circ - \text{ト} \times \text{ハ}^\circ - \text{ト})$ 3～5歳
（ii）利用意向率	ニーズ調査の問15で、定期的に利用したいと考える事業として、「1.私立幼稚園」「4.区立認定こども園の短時間保育」と回答した者の割合

【ウ】2号認定（保育園等を希望）	
量の見込み（人）	「（i）家庭類型別児童数」 × 「（ii）利用意向率」
（i）家庭類型別児童数 対象家庭類型 対象年齢	$A (\text{ひとり親}) + B (7\text{ル} \times 7\text{ル}) + C (7\text{ル} \times \text{ハ}^\circ - \text{ト}) + E (\text{ハ}^\circ - \text{ト} \times \text{ハ}^\circ - \text{ト})$ 3～5歳
（ii）利用意向率	ニーズ調査の問15で、定期的に利用したいと考える事業として、「3.私立認定こども園の長時間保育」「5.認可保育園」「6.認証保育所」「7.小規模保育室」「8.家庭福祉員・グループ保育室」「10.事業所内保育」「11.居宅訪問型保育」と回答した者の割合

【エ】3号認定	
量の見込み（人）	「（i）家庭類型別児童数」 × 「（ii）利用意向率」
（i）家庭類型別児童数 対象家庭類型 対象年齢	A（ひとり親）+ B（7才×7才）+ C（7才×18才未満）+ E（18才未満×18才未満） 0歳 1・2歳
（ii）利用意向率	ニーズ調査の問15で、定期的に利用したいと考える事業として、「3.私立認定こども園の長時間保育」「5.認可保育園」「6.認証保育所」「7.小規模保育室」「8.家庭福祉員・グループ保育室」「10.事業所内保育」「11.居宅訪問型保育」と回答した者の割合

0歳児の量の見込みの算出について【手引き内容を一部変更】

保育園等の量の見込みは、国の手引き上、育児休業明けの利用開始ということについて考慮されていない。つまり、0歳の保護者が回答した場合、実際には0歳の時期には育児休業を取得し保育園等を利用せず、1歳以降に利用したいと考えている世帯も含めて「0歳児の量の見込み」と算出されてしまう。

よって、このままの量の見込み数値と同数の保育整備を行うと供給過剰となることが想定されるため、0歳の量の見込みは、以下の方法により算出する。

$$\text{量の見込み（補正後）} = \text{量の見込み（補正前）} \times \text{育休復帰時期が1歳未満である世帯割合}$$

【「育休復帰時期が1歳未満である世帯割合」の算定方法】

以下 と を掛け合わせた割合 平均割合 69.7%

就学前児童（0～5歳）のニーズ調査の問34で「育児休業を取得した（取得中である）」と回答した割合

就学前児童（0～5歳）のニーズ調査の問34-1で「育児休業取得後に職場復帰した」と回答した者のうち、
問34-3で「実際の取得期間が1歳未満であった」と回答した割合

家庭類型	対象施設・事業	25 年度(4 月 1 日現在)		27 年度(量の見込み)
		実員	定員	
【ア】1号(3~5歳)	私立幼稚園(区民のみ。区外園を含む) 区立認定こども園(短時間保育)	9,432	11,188	【ア】7,844 1 【イ】1,447 【ア】+【イ】=9,291 <3-5歳需要率 56.1%>
【イ】2号(3~5歳) (幼児期の学校教育の意向あり)				
【ウ】2号(3~5歳) (保育の必要性あり)	認可保育園(区立認定こども園の長時間保育を含む) 私立認定こども園(長時間保育) 東京都認証保育所 足立区小規模保育室 家庭福祉員(グループ保育含む) 事業内保育施設 居宅訪問型保育	6,420	6,395	6,235 2 <3-5歳需要率 37.8%>
【エ】3号(1・2歳) (保育の必要性あり)		4,441	4,290	5,188 2 <1・2歳需要率 47.2%>
【エ】3号(0歳) (保育の必要性あり)		973	1,147	1,908 2 <0歳需要率 35.2%>



1 上記【ア】【イ】における区域方針は1区域である。

2 上記【ウ】【エ】における区域方針は7区域で、ブロックごとの量の見込み(単位:人、< >内は割合)は下表のとおりである。

	1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック	5ブロック	6ブロック	7ブロック	合計
【ウ】2号(3~5歳)	627<37%>	157<49%>	342<43%>	1,280<40%>	1,294<39%>	1,346<36%>	1,189<32%>	6,235
【エ】3号(1・2歳)	635<50%>	103<51%>	176<44%>	1,023<48%>	1,037<47%>	1,119<43%>	1,095<48%>	5,188
【エ】3号(0歳)	224<35%>	31<34%>	49<30%>	356<33%>	399<36%>	432<34%>	417<37%>	1,908



<参考:量の見込の算出具体例>

4ブロック(綾瀬・佐野地域)における0歳児:保育園の量の見込み

家庭類型	推計児童数(4ブロック)【i】	利用意向率【ii】	量の見込み【i×ii】
A(ひとり親)	47人	65.9%	31人
B(7人×7人)	413人	59.5%	246人
C(7人×8人-ト)	93人	84.9%	79人
E(8人-ト×8人-ト)	0人	- %	- 人
全体	553人		356人

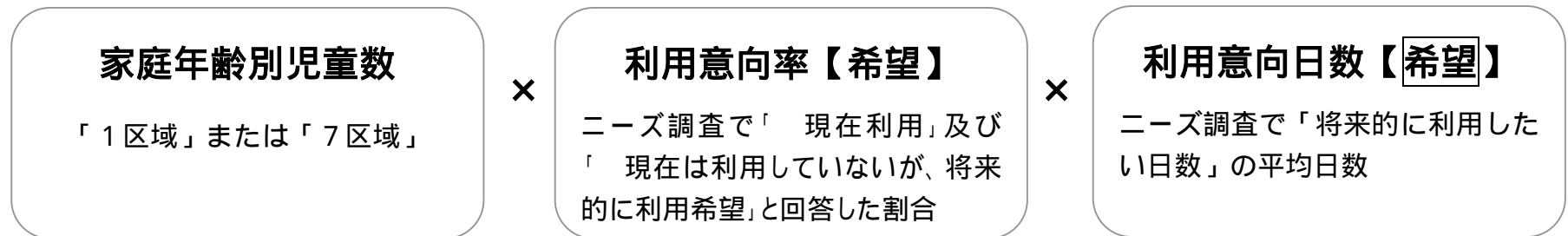
E 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みの算出

1 算出方法

地域子ども・子育て支援事業における各事業の量の見込みについて、ニーズ調査をもとに、事業ごとに設定した区域方針において、「国の手引き」により算出する。ただし、この方法により算出した量の見込みが過大に出ている傾向がある事業については「手引き内容を一部変更」により算出する。

(1) 国の手引きによる算出方法

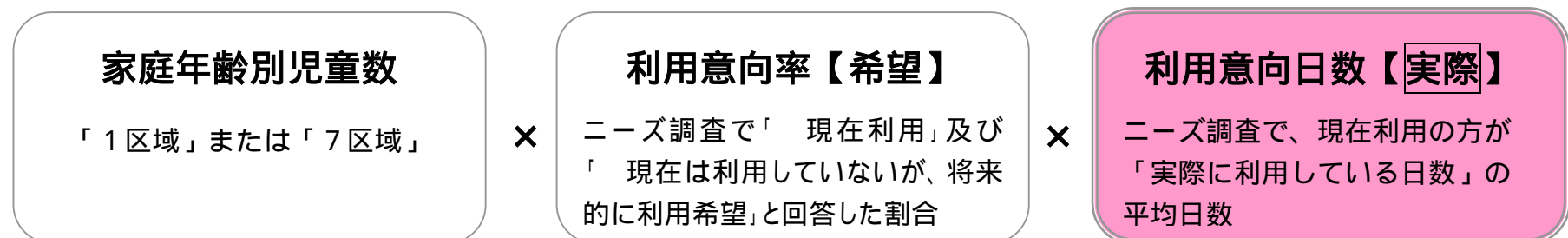
< 参考：量の見込みの算出具体例 >



(2) 一部変更（手引き内容を一部変更）

今回のニーズ調査結果を基に量の見込みを算定した事業のうち、一時預かり保育など、足立区も含めて全国的に量の見込みが過大に出ている傾向がある一部事業については、以下の方法にて算出する。

< 参考：量の見込みの算出具体例 >



2 地域子ども・子育て支援事業の対象年齢・家庭類型・区域

事業名	対象	家庭類型	区域方針	算出方法
(1) 学童保育室	小学生	A+B+C+E	7 区域	手引き
(2) 子育てサロン事業	0～5 歳	すべて	7 区域	一部変更
(3) 平日の定期的な延長保育事業(18 時 30 分以降の保育ニーズ)	0～5 歳	A+B+C+E	7 区域	手引き
(4-1) 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用	3～5 歳	1 号：C' +D+E' +F 2 号：A+B+C+E	1 区域	一部変更
(4-2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	0～5 歳	すべて	1 区域	一部変更
(5) 子どもショートステイ事業	1 歳 6 ヶ月 ～6 年生	すべて	1 区域	手引き
(6) あだち子育て応援隊(小学生)	小学生	すべて	1 区域	手引き
(7) 病気の際の対応	0 歳 ～6 年生	A+B+C+E	1 区域	一部変更
(8) 養育支援訪問事業等	3 ヶ月 ～15 歳	すべて	1 区域	ニーズ調査 によらずに 推計
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業	乳幼児 家庭		1 区域	
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦		1 区域	
(11) 利用者支援に関する事業	0 歳 ～6 年生		1 区域	

算出方法の「手引き」「一部変更」は、13 ページ参照

家庭類型

A (ひとり親) + B (7ル×7ル) + C (7ル×1⁰-ト) + E (1⁰-ト×1⁰-ト)
C' (7ル×1⁰-ト) + D (7ル×専業主婦(夫)) + E' (1⁰-ト×1⁰-ト) + F (無業×無業)

1 号～3 号

1 号：保育の必要がなく、幼稚園教育を希望する 3～5 歳

2 号：保育を必要とする 3～5 歳

3 号：保育を必要とする 0～2 歳

3 地域子ども・子育て支援事業の各事業の量の見込み

平成 24 年度実績は、一部事業で推計値あり

(1) 学童保育室	
足立区の実施主体	学童保育室 (95 箇所<106 室>)
足立区の区域方針	7 区域

量の見込みの算出方法	「 (i) 家庭類型別児童数」 × 「 (ii) 利用意向率」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	$A (\text{ひとり親}) + B (\text{7人} \times \text{7人}) + C (\text{7人} \times \text{1人} - \text{ト}) + E (\text{1人} - \text{ト} \times \text{1人} - \text{ト})$
(ii) 利用意向率	就学児 (小学校 1 ~ 3 年生) に対するニーズ調査をもとに、以下 を算定する。 低学年 : 以下 (ア) (イ) を合計した割合 (ア) 問 13 で「現在、学童保育を利用している」と回答した者の割合 (実際) (イ) 問 13 で「現在、学童保育を利用していない」と回答し、かつ、問 13-2 で「学童保育を利用したいが、空きがない」と回答した者の割合 (希望) 高学年 : 問 14 で「高学年になった時に、学童保育を利用したい」と回答した者の割合 (希望)

量の見込み (人)	低学年 : 4,213 人 高学年 : 1,651 人
平成 26 年度受入可能人数	(低学年) 4,210 人
平成 24 年度実績	(低学年) 3,835 人

■ 各ブロックの量の見込み

	1 ブロック	2 ブロック	3 ブロック	4 ブロック	5 ブロック	6 ブロック	7 ブロック	合計
低学年	407<27%>	82<31%>	203<30%>	928<29%>	890<26%>	937<26%>	766<20%>	4,213<26%>
高学年	149<11%>	31<12%>	59<12%>	361<11%>	360<10%>	382<10%>	309<8%>	1,651<10%>

上記表における < % > は、「学童保育の利用意向世帯 / 全世帯」の割合

(2) 子育てサロン事業	
足立区の実施主体	子育てサロン（63 箇所）
足立区の区域方針	7 区域

量の見込みの算出方法	「(i) 家庭類型別児童数」 × 「(ii) 利用意向率」 × 「(iii) 利用意向回数」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	すべての家庭類型
(ii) 利用意向率	以下 及び を合計した人数を、回答者全体で割ったもの ニーズ調査の問 16 で「1. 子育てサロンを利用している」と回答した者の人数（実際） ニーズ調査の問 17 で「1. 利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数（希望）
(iii) 利用意向回数	以下の月あたり平均利用回数 ニーズ調査の問 16-1 で子育てサロンを利用している者が回答した利用回数（実際）

量の見込み（人回/年） 年間の延利用人数	308,508（人回/年）
平成 26 年度受入可能人数	425,080（人回/年）
平成 24 年度実績	163,524（人回/年）

■ 各ブロックの量の見込み

	1 ブロック	2 ブロック	3 ブロック	4 ブロック	5 ブロック	6 ブロック	7 ブロック	合計
延利用人数(年間)	27,803	2,330	11,486	70,301	54,680	81,507	60,401	308,508
需要割合	50%	31%	48%	51%	49%	54%	51%	51%

子育てサロンの利用意向世帯 / 全世帯

(3) 平日の定期的な延長保育事業 (18 時 30 分以降の保育ニーズ)	
実施主体	公立保育園 (6 園) ・私立保育園 (54 園) の延長保育 認証保育所 (44 園) ・私立認定こども園 (3 園)
足立区の区域方針	7 区域

量の見込みの算出方法	「 (i) 家庭類型別児童数 」 × 「 (ii) 利用意向率 」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	A (ひとり親) + B (7ル × 7ル) + C (7ル × 8 ^レ - ト) + E (8 ^レ - ト × 8 ^レ - ト)
(ii) 利用意向率	ニーズ調査の問 15 で「3.私立認定こども園の長時間保育」「5.認可保育園」「6.認証保育所」「7.小規模保育室」「8.家庭福祉員」「9.あだち子育て応援隊」「10.事業所内保育施設」「11.居宅訪問型保育」のいずれかを選択し、かつ、問 14-2 で利用終了時刻が「19 時以降」と回答した者の割合 (希望) < 参考 > 足立区の時間外保育は 18 時 30 分以降であるが、ニーズ調査上、30 分未満切り捨て、30 分以降切り上げで回答する形式であるため、18 時 30 分以降の保育を必要とする人は「19 時」と記入されている。

量の見込み (人)	2,640 (人)
平成 26 年度受入可能人数	7,242 (人) 保育園では、園児全員が同日に延長保育を利用することは想定できないが、1 日あたりの上限人数を定めていないため、定員ベースで算出 (参考)
平成 24 年度実績	利用実績 公立・私立保育園児の延長保育利用実績 1,088 人 園児数 18 時 30 分以降も運営している認証保育所と認定こども園の実員 1,539 名 (H25.3.1 現在)

■ 各ゾーンの量の見込み

	1 ゾーン	2 ゾーン	3 ゾーン	4 ゾーン	5 ゾーン	6 ゾーン	7 ゾーン	合計
量の見込み	398	20	210	509	500	692	311	2,640
需要割合	11%	3%	15%	8%	7%	9%	4.4%	8%

延長保育の利用意向世帯 / 全世帯

(4 - 1) 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用	
足立区の実施主体	私立幼稚園の在園児を対象とした一時預かり 区立認定こども園の短時間保育利用児を対象とした一時預かり
足立区の区域方針	1 区域

量の見込みの算出方法	「(i) 家庭類型別児童数」 × 「(ii) 利用意向率」 × 「(iii) 利用意向日数」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	1号認定： $C' (7\text{ル} \times 8^{\circ} - \text{ト}) + D (7\text{ル} \times \text{専業主婦(夫)}) + E' (8^{\circ} - \text{ト} \times 8^{\circ} - \text{ト}) + F (\text{無業} \times \text{無業})$ 2号認定： $A (\text{ひとり親}) + B (7\text{ル} \times 7\text{ル}) + C (7\text{ル} \times 8^{\circ} - \text{ト}) + E (8^{\circ} - \text{ト} \times 8^{\circ} - \text{ト})$
(ii) 利用意向率	1号認定 ニーズ調査の問 15 で「1.私立幼稚園」「4.区立認定こども園の短時間保育」と回答した者 かつ 問 24 で「一時預かりを利用する必要があると思う」と回答した者の割合 平均利用意向率 35% 2号認定 2号認定の利用意向率 100% (国の手引き上、100%で算出)
(iii) 利用意向日数	1号認定 ニーズ調査の問 23-2：私立幼稚園の預かり保育を回答した者の利用年間日数 (実際) 2号認定 ニーズ調査の問 10-1 における母親の就労の平均年間日数 (実際)

量の見込み (人日 / 年) 年間の延利用人数	1号認定 39,996 (人日 / 年) 2号認定 327,762 (人日 / 年)
平成 26 年度受入可能人数	472,220 (人日 / 年)
平成 24 年度実績	179,344 (人日 / 年)

(4 - 2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用	
足立区の実施主体	公立・私立保育園 認証保育所・小規模保育室 子育てサロン西新井 あだち子育て応援隊事業（派遣型トワイライトステイ事業） あだち子育て応援隊事業（ファミリーサポートセンター／子育てホームサポート）
足立区の区域方針	1 区域

量の見込みの算出方法	「(i) 家庭類型別児童数」 × 「(ii) 利用意向率」 × 「(iii) 利用意向日数」 - 「幼稚園在園児を対象とした一時預かりの量の見込み(人日)<1号>」 - 「ベビーシッターの量の見込み(人日)」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	すべての家庭類型
(ii) 利用意向率	ニーズ調査の問 24 で「不定期の一時預かり保育事業を利用する必要があると思う」と回答した者 平均利用意向率 58%
(iii) 利用意向日数	ニーズ調査の問 23 で「1.一時預かり（保育園など）」「3.あだち子育て応援隊」「4.トワイライトステイ」の一人あたりの利用年間日数(実際)

量の見込み（人日/年） 年間の延利用人数	45,575（人日/年）
平成 26 年度受入可能人数	公立・私立保育園 41,490（人日/年） + α（人日/年）< 認証保育所・小規模保育室 + 子育てサロン西新井 + あだち子育て応援隊事業 > ～ は、上限人数を設けていないため、αとする。
平成 24 年度実績	38,039（人/日）

(5) こどもショートステイ事業	
足立区の実施主体	こどもショートステイ（在宅型・施設型）
足立区の区域方針	1 区域

量の見込みの算出方法	「(i) 家庭類型別児童数」 × 「(ii) 利用意向率」 × 「(iii) 利用意向日数」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	すべての家庭類型
(ii) 利用意向率	ニーズ調査の問 25 で「1.泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった」と回答した者のうち、 「2.ショートステイを利用」「5.仕方なく子どもだけで留守番」と回答した者の割合 平均利用意向率 0.82%
(iii) 利用意向日数	ニーズ調査の問 25 で「1.泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった」と回答した者のうち、 「2.ショートステイを利用」「5.仕方なく子どもだけで留守番」と回答した者の平均日数

量の見込み（人日/年） 年間延利用人数	1,545（人日/年）
平成 26 年度受入可能人数	施設型 1,432（人日/年） + 在宅型 α（人日/年） 在宅型は、上限人数を設けていないため、αとする。
平成 24 年度実績	993（人日/年）

(6) あだち子育て応援隊 (小学生)	
足立区の実施主体	あだち子育て応援隊
足立区の区域方針	1 区域

量の見込みの算出方法	「 (i) 家庭類型別児童数 」 × 「 (ii) 利用意向率 」 × 「 (iii) 利用意向日数 」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	すべての家庭類型
(ii) 利用意向率	就学児 (小学校 1 ~ 3 年生) に対するニーズ調査をもとに以下の利用人数を算定する。 低学年 : 問 13 で「現在、子育て応援隊を利用している」と回答した者の割合 (実際) 高学年 : 問 14 で「高学年になった時に、子育て応援隊を利用したい」と回答した者の割合 (希望) 平均利用意向率 (低学年・高学年) 0.68 %
(iii) 利用意向日数	就学児 (小学校 1 ~ 3 年生) に対するニーズ調査をもとに以下の利用日数を算定する。 低学年 : 問 13 の「 7. あだち子育て応援隊 」の利用日数 (実際) 高学年 : 問 14 の「 7. あだち子育て応援隊 」の利用日数 (希望)

量の見込み (人日 / 年) 年間延利用人数	37,923 (人日 / 年)
平成 26 年度受入可能人数	α (人日 / 年) あだち子育て応援隊は、上限人数を設けていないため、 α とする。
平成 24 年度実績	17,685 (人日 / 年)

(7) 病気の際の対応	
足立区の実施主体	公立保育園 1 園、私立保育園 1 園における病後児保育事業 あだち子育て応援隊（病後児保育） 病児保育利用料金助成
足立区の区域方針	1 区域

量の見込みの算出方法	「 (i) 家庭類型別児童数 」 × 「 (ii) 利用意向率 」 × 「 (iii) 利用意向日数 」
(i) 家庭類型別児童数 対象家庭類型	$A (\text{ひとり親}) + B (\text{7ル} \times \text{7ル}) + C (\text{7ル} \times \text{8°-ト}) + E (\text{8°-ト} \times \text{8°-ト})$
(ii) 利用意向率	以下 の合計した割合に の割合を掛け合わせる。 と で重複している場合は 1 名としてカウント ニーズ調査の問 22-1 で「 1. 父親が休んだ」「 2. 母親が休んだ」と回答した者のうち、問 22-2 で「できれば病児や病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した割合 ニーズ調査の問 22-1 で「 5. 区の病後児保育室を利用」「 6. 子育て応援隊の病後児保育を利用」「 7. ベビーシッター事業者の提供する病児保育を利用」「 9. 子どもだけで留守番をさせた」と回答した割合 ニーズ調査の問 7 で「日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人がいない」と回答した割合
(iii) 利用意向日数	ニーズ調査の問 22-1 : 「 5. 区の病後児保育室」「 6. 子育て応援隊の病後児保育」「 7. ベビーシッター事業者の提供する病児保育」「 9. 子どもだけで留守番をさせた」の一人あたりの平均利用年間日数(実際)

量の見込み（人日/年）	5,647（人日/年）
平成 26 年度受入可能人数	公立・私立保育園 2,120（人日/年） + α （人日/年） < あだち子育て応援隊（病後児保育）+ 病児保育利用料金助成 > は、上限人数を設けていないため、 α とする。
平成 24 年度実績	公立保育園 1 園、私立保育園 1 園における病後児保育事業：49（人日/年） あだち子育て応援隊（病後児保育）：55（人日/年） 病児保育利用料金助成：67（人日/年）

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	
足立区の実施主体	養育支援訪問事業 要保護児童対策地域協議会の開催 児童虐待予防講座等の実施
足立区の区域方針	1 区域
算出方法	平成 2 1 ~ 2 5 年度の相談件数の実績から、計画期間中における伸び率を算定 (0.05% 増)。計画期間中、同様の増加率で推移するものと想定し、算出した。 要保護児童対策地区会議 (年 6 回) + 虐待受理会議 (前年比 1.05 倍) + 個別ケース会議 (虐待受理会議の 15%) + 児相連絡会議 (年 12 回) オレンジリボンキャンペーン、児童虐待防止講演会、足立区内大学シンポジウム、養育家庭体験発表会、養育家庭パネル展示、N P 講座、C S P 講座、B P 講座の啓発事業 (N P 講座、C S P 講座、B P 講座は年数回の実施を見込む) ニーズ調査によらず推計
量の見込み	462 (人日 / 年) 430 回 9 回
平成 24 年度実績	319 (人日 / 年) 223 回 8 回

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業	
足立区の実施主体	こんにちは赤ちゃん訪問事業
足立区の区域方針	1 区域
算出方法	人口推計の出生数に、目標訪問率を乗じて算出した (5,417 人 × 88%)。 里帰り、長期入院などで訪問を希望されない方が概ね 12% ニーズ調査によらず推計
量の見込み	4,800 人
平成 24 年度実績	4,436 人

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	
足立区の実施主体	妊婦健康診査事業
足立区の区域方針	1 区域
算出方法	人口推計の出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦 1 人あたりの健診回数を過去の実績から平均 11 回として、この平均回数に妊婦数を乗じて見込みを算出 ニーズ調査によらず推計
量の見込み 延べ人数	67,300 人回/年
平成 24 年度実績	59,369 人回/年（延べ人数） 妊娠届出数：6,059 人

(11) 利用者支援に関する事業	
足立区の実施主体	利用者支援事業【新規事業】 < 事業概要 > 子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
足立区の区域方針	1 区域
算出方法	検討中のため、数値は当日お示しいたします。
量の見込み	

F 5年間（平成27年度～平成31年度）の量の見込み

1 教育・保育 【単位：人】

【ア】1号（3～5歳）

【イ】2号（3～5歳）（保育の必要はあるが、幼児期の学校教育の意向がある）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号教育	1号	2号教育	1号	2号教育	1号	2号教育	1号	2号教育
区全域	7,844	1,447	7,782	1,436	7,827	1,444	7,757	1,431	7,656	1,412
	9,291		9,218		9,271		9,188		9,068	

【ウ】2号（3～5歳）（保育の必要性があり、認可保育園等の意向がある）

【エ】3号（1・2歳）（保育の必要性あり）

【エ】3号（0歳）（保育の必要性あり）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	2号保育	3号1・2歳	3号0歳	2号保育	3号1・2歳	3号0歳	2号保育	3号1・2歳	3号0歳	2号保育	3号1・2歳	3号0歳	2号保育	3号1・2歳	3号0歳
1ﾌﾟｯｸ	627	635	224	694	674	229	765	683	230	803	687	228	821	681	225
2ﾌﾟｯｸ	157	103	31	156	92	31	150	89	29	143	87	28	130	84	26
3ﾌﾟｯｸ	342	176	49	324	146	47	291	139	44	244	133	42	213	126	39
4ﾌﾟｯｸ	1,280	1,023	356	1,246	1,028	342	1,246	987	329	1,228	950	318	1,211	916	306
5ﾌﾟｯｸ	1,294	1,037	399	1,277	1,034	390	1,291	1,012	383	1,279	993	374	1,266	975	364
6ﾌﾟｯｸ	1,346	1,119	432	1,345	1,102	421	1,352	1,076	414	1,354	1,058	402	1,333	1,034	391
7ﾌﾟｯｸ	1,189	1,095	417	1,144	1,095	410	1,125	1,068	403	1,105	1,046	395	1,095	1,026	388
合計	6,235	5,188	1,908	6,186	5,171	1,870	6,220	5,054	1,832	6,156	4,954	1,787	6,069	4,842	1,739

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 学童保育室 【単位：人】

1ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	407	459	484	523	557
高学年	149	158	167	187	203

2ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	82	82	89	94	92
高学年	31	32	30	30	30

3ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	203	209	214	216	204
高学年	59	66	70	76	79

4ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	928	910	903	871	852
高学年	361	360	354	369	364

5ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	890	891	871	876	867
高学年	360	355	356	358	358

6ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	937	948	956	944	954
高学年	382	364	366	367	374

7ﾌﾟﾛｸﾞ	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	766	755	749	730	706
高学年	309	305	294	298	294

合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
高学年	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702

(2) 子育てサロン事業 【単位：人回/年 年間延利用人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1ﾌﾟﾛｸﾞ	27,803	29,124	29,462	29,447	29,212
2ﾌﾟﾛｸﾞ	2,330	2,135	2,071	2,006	1,909
3ﾌﾟﾛｸﾞ	11,486	9,940	9,445	8,970	8,476
4ﾌﾟﾛｸﾞ	70,301	69,594	66,852	64,421	62,099
5ﾌﾟﾛｸﾞ	54,680	54,165	53,068	51,989	50,909
6ﾌﾟﾛｸﾞ	81,507	80,053	78,301	76,698	74,882
7ﾌﾟﾛｸﾞ	60,401	60,081	58,727	57,551	56,447
合計	308,508	305,092	297,926	291,082	283,934

(3) 平日の定期的な延長保育事業(18 時 30 分以降の保育ニーズ)【単位:人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 ㄗ ㄗㄗ	398	428	452	463	467
2 ㄗ ㄗㄗ	20	19	18	17	16
3 ㄗ ㄗㄗ	210	192	177	156	141
4 ㄗ ㄗㄗ	509	500	490	478	466
5 ㄗ ㄗㄗ	500	494	492	485	477
6 ㄗ ㄗㄗ	692	686	680	674	661
7 ㄗ ㄗㄗ	311	304	298	292	288
合計	2,640	2,623	2,607	2,565	2,516

(4 - 1) 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用 【単位:人日/年 年間延利用人数】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	1 号認定	39,996	39,685	39,911	39,554	39,037
	2 号認定	327,762	325,209	327,069	324,140	319,906

(4 - 2) 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用 【単位:人日/年 年間延利用人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	45,575	45,159	44,518	43,708	42,805

(5) こどもショートステイ事業 【単位:人日/年 年間延利用人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	1,545	1,531	1,519	1,496	1,468

(6) あだち子育て応援隊 (小学生) 【単位：人日/年 年間延利用人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	37,923	37,926	37,870	38,358	38,430

(7) 病気の際の対応 【単位：人日/年 年間延利用人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	5,647	5,598	5,553	5,468	5,368

(8) 養育支援訪問事業等

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域		462	485	509	535	561
		430	450	478	478	478
		9	10	10	10	10

養育支援訪問事業 【単位：人日/年 年間延利用人数】

要保護児童対策地域協議会の開催 【単位：回】

児童虐待予防講座等の実施【単位：回】

(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業 【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	4,800	4,700	4,600	4,700	4,500

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 【単位：人回/年 年間延利用人数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	67,300	65,900	64,600	62,900	61,300

(11) 利用者支援に関する事業 【単位：箇所】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区全域	検討中のため、数値は当日お示しいたします。				

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（各事業類型ごとの整理表）

従うべき基準は、ゴシック体

項目		家庭的保育事業	小規模保育事業 A 型	小規模保育事業 B 型	小規模保育事業 C 型	居宅訪問型保育事業	保育所型事業所内保育事業 (利用定員 20 人以上)	小規模型事業所内保育事業 (利用定員 19 人以下)
保育従事者等		・家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ・家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの ・嘱託医 ・調理員 調理業務を全部委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。	・保育士 ・嘱託医 ・調理員 調理業務を全部委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。	・保育士 ・保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者 ・嘱託医 ・調理員 調理業務を全部委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。	・家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ・家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの ・嘱託医 ・調理員 調理業務を全部委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。	・家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	・保育士 ・嘱託医 ・調理員 調理業務を全部委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。	・保育士 ・保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者 ・嘱託医 ・調理員 調理業務を全部委託又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。
職員数 (嘱託医及び調理員を除く)		・乳幼児 3 人以下につき 1 人 (家庭的保育補助者を置く場合は、5 人以下)	・乳児 → 概ね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 → 概ね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 → 概ね 20 人につき 1 人 ・満 4 歳以上の児童 → 概ね 30 人につき 1 人 上記により算定した職員数に 1 人追加配置する。 保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	・乳児 → 概ね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 → 概ね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 → 概ね 20 人につき 1 人 ・満 4 歳以上の児童 → 概ね 30 人につき 1 人 上記により算定した職員数に 1 人追加配置する。 保育士の割合は 1/2 以上 保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	・乳幼児 3 人以下につき 1 人 (家庭的保育補助者を置く場合は、5 人以下)	・乳幼児 1 人につき 1 人	・乳児 → 概ね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 → 概ね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 → 概ね 20 人につき 1 人 ・満 4 歳以上の児童 → 概ね 30 人につき 1 人 上記により算定した職員数に 1 人追加配置する。 1 事業所につき、2 人を下回ることはいできない。	・乳児 → 概ね 3 人につき 1 人 ・満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 → 概ね 6 人につき 1 人 ・満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 → 概ね 20 人につき 1 人 ・満 4 歳以上の児童 → 概ね 30 人につき 1 人 上記により算定した職員数に 1 人追加配置する。 保育士の割合は 1/2 以上 保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。
設備 ・ 面積	保育室等	・保育を行う専用の部屋 面積 9.9 m²以上(乳幼児 1 人につき、3.3 m²以上) ・調理設備 ・便所	満 2 歳未満 ・乳児室 } 1 人につき、3.3 m²以上 ・ほふく室 } ・調理設備 ・便所 満 2 歳以上 ・保育室 } 1 人につき、1.98 m²以上 ・遊戯室 } ・調理設備 ・便所	満 2 歳未満 ・乳児室 } 1 人につき、3.3 m²以上 ・ほふく室 } ・調理設備 ・便所 満 2 歳以上 ・保育室 } 1 人につき、1.98 m²以上 ・遊戯室 } ・調理設備 ・便所	満 2 歳未満 ・乳児室 } 1 人につき、3.3 m²以上 ・ほふく室 } ・調理設備 ・便所 満 2 歳以上 ・保育室 } 1 人につき、3.3 m²以上 ・遊戯室 } ・調理設備 ・便所	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画 ・保育の実施に必要な設備及び備品等	満 2 歳未満 ・乳児室(1 人につき、1.65 m²以上) ・ほふく室(1 人につき、3.3 m²以上) ・医務室 ・調理室 ・便所 満 2 歳以上 ・保育室 } 1 人につき、1.98 m²以上 ・遊戯室 } ・調理室 ・便所	満 2 歳未満 ・乳児室 } 1 人につき、3.3 m²以上 ・ほふく室 } ・調理設備 ・便所 満 2 歳以上 ・保育室 } 1 人につき、1.98 m²以上 ・遊戯室 } ・調理設備 ・便所
	屋外遊戯場	同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上	屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上	屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上	屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上		満 2 歳以上の幼児を入所させる事業者は、屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上	屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（各事業類型ごとの整理表）

従うべき基準は、ゴシック体

項目		家庭的保育事業	小規模保育事業 A 型	小規模保育事業 B 型	小規模保育事業 C 型	居宅訪問型保育事業	保育所型事業所内保育事業 (利用定員 20 人以上)	小規模型事業所内保育事業 (利用定員 19 人以下)
食事の 提供 経過措置 あり(1)	方法	自園調理 調理業務の全部委託又は 連携施設等からの搬入も 可	自園調理 調理業務の全部委託又は 連携施設等からの搬入も 可	自園調理 調理業務の全部委託又は 連携施設等からの搬入も 可	自園調理 調理業務の全部委託又は 連携施設等からの搬入も 可		自園調理 調理業務の全部委託又は 連携施設等からの搬入も 可	自園調理 調理業務の全部委託又は 連携施設等からの搬入も 可
	設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備		調理室 事業所を設置及び管理す る事業主が事業場に付属 して設置する炊事場を含 む	調理設備
	職員	調理員 調理業務を全部委託又は 搬入施設から食事を搬入す る場合は、置かないことが できる。	調理員 調理業務を全部委託又は 搬入施設から食事を搬入 する場合は、置かないこと ができる。	調理員 調理業務を全部委託又は 搬入施設から食事を搬入 する場合は、置かないこと ができる。	調理員 調理業務を全部委託又は 搬入施設から食事を搬入 する場合は、置かないこと ができる。		調理員 調理業務を全部委託又は 搬入施設から食事を搬入 する場合は、置かないこと ができる。	調理員 調理業務を全部委託又は 搬入施設から食事を搬入 する場合は、置かないこと ができる。
耐火基準等		・火災報知機及び消火器の設 置 ・消火訓練、避難訓練の定期的 な実施	・保育室等を 2 階以上に設ける 場合は、建築基準法に規定す る耐火建築物又は準耐火建 築物であること。 その他保育室等を 2 階以 上に設ける場合の追加基 準あり。 ・乳幼児の転落を防止する設備 ・非常警報器具(非常警報設備) ・消防機関への火災通報設備 ・消火器等の消火用具 ・消火訓練、避難訓練の定期的 な実施	・保育室等を 2 階以上に設ける 場合は、建築基準法に規定す る耐火建築物又は準耐火建 築物であること。 その他保育室等を 2 階以 上に設ける場合の追加基 準あり。 ・乳幼児の転落を防止する設備 ・非常警報器具(非常警報設備) ・消防機関への火災通報設備 ・消火器等の消火用具 ・消火訓練、避難訓練の定期的 な実施	・保育室等を 2 階以上に設ける 場合は、建築基準法に規定す る耐火建築物又は準耐火建 築物であること。 その他保育室等を 2 階以 上に設ける場合の追加基 準あり。 ・乳幼児の転落を防止する設備 ・非常警報器具(非常警報設備) ・消防機関への火災通報設備 ・消火器等の消火用具 ・消火訓練、避難訓練の定期的 な実施		・保育室等を 2 階以上に設ける 場合は、建築基準法に規定す る耐火建築物又は準耐火建 築物であること。 その他保育室等を 2 階以 上に設ける場合の追加基 準あり。 ・乳幼児の転落を防止する設備 ・非常警報器具(非常警報設備) ・消防機関への火災通報設備 ・消火器等の消火用具 ・消火訓練、避難訓練の定期的 な実施 ・カーテン、敷物、建具等で可 燃性のものについて防災処 理が施されていること。	・保育室等を 2 階以上に設ける 場合は、建築基準法に規定す る耐火建築物又は準耐火建 築物であること。 その他保育室等を 2 階以 上に設ける場合の追加基 準あり。 ・乳幼児の転落を防止する設備 ・非常警報器具(非常警報設備) ・消防機関への火災通報設備 ・消火器等の消火用具 ・消火訓練、避難訓練の定期的 な実施
連携施設 経過措置あり(2)		連携施設の確保が必要 連携内容 保育内容の支援 代替保育 卒園後の受け皿	連携施設の確保が必要 連携内容 保育内容の支援 代替保育 卒園後の受け皿	連携施設の確保が必要 連携内容 保育内容の支援 代替保育 卒園後の受け皿	連携施設の確保が必要 連携内容 保育内容の支援 代替保育 卒園後の受け皿	連携施設の確保を一律には求 めない。 障がい、疾病等のある乳幼 児を保育する場合は、障が い児入所施設等を確保す る必要あり。	連携施設を確保しないこと ができる。	連携施設の確保が必要 連携内容 保育内容の支援 代替保育 卒園後の受け皿

経過措置

- 1 この省令の施行日の前日において現に存する児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。
- 2 特定地域型保育事業は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
- 3 家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、小規模保育事業所 B 型及び小規模型事業所内保育事業に従事する保育従事者とみなす。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

各家庭的保育事業等に共通の事項

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準
総則	最低基準と家庭的保育事業者等 【第4条】	1 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	従	
	家庭的保育事業者等の一般原則 【第5条】	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなくてはならない。 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	従	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
総則	保育所等との連携 【第6条】	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満三歳児以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定子ども園（以下「連携施設」）を適切に確保しなければならない。 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう）を提供すること。 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第41条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	従	
	家庭的保育事業者等と災害被害 【第7条】	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。	参	
	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件 【第8条】	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理性を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
総則	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 【第9条】	1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設置及び職員の基準 【第10条】	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	参・従	
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則 【第11条】	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。	従	
	虐待等の禁止 【第12条】	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	
	懲戒に係る権限の濫用禁止 【第13条】	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その他の権限を濫用してはならない。	従	
	衛生管理等 【第14条】	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
総則	食事 【第 15 条】	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従	
	食事の提供の特例 【第 16 条】	次の要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する食事の提供について、次に規定する搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該家庭的保育事業所にて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。 【要件】 食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の委託者との契約内容が確保されていること。 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区の栄養士による必要な配慮が行われること。 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。	従	

総則		利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 【搬入施設】 連携施設 当該家庭的保育事業者等と同一又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島等の地域で の搬入施設の確保が困難な場合に限る。）		
	利用乳幼児及び職員の健康診断 【第17条】	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、児童相談所等での乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合、これが利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当する場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合、家庭的保育事業者等は、児童相談所等での利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 利用開始時の健康診断、定期又は臨時の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者に勧告しなければならない。 4 職員の健康診断は、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
総則	家庭的保育事業所等内部の規程 【第 18 条】	家庭的保育事業所等は、運営規程（事業の運営についての重要事項に関する規程）を定めておかなければならない。 【規程内容】 事業の目的及び運営の方針 提供する保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 保護者負担費用の種類、支払を求める理由及びその額 利用定員 事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 緊急時等の対応方法 非常災害対策 虐待防止のための措置に関する事項 その他事業の運営に関する重要事項	参	
	家庭的保育事業所等に備える帳簿 【第 19 条】	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	
	秘密保持等 【第 20 条】	1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密をもらしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じなければならない。	従	
	苦情への対応 【第 21 条】	1 家庭的保育事業者等は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る区市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	参	

家庭的保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準
家庭的保育事業	設備の基準 【第 22 条】	家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く）であって、次の要件を満たすものとして、区市町村長が適当と認める場所を実施するものとする。 【要件】 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 専用の部屋の面積は 9.9 m²以上（3 人を超えて保育する場合は、乳幼児 1 人につき 3.3 m²を加えた面積）であること。 保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地を含む）があること。 の庭の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m²以上であること。 火災報知機及び消火器の設置、消火訓練、避難訓練を定期的の実施すること。	参・従	
	職員 【第 23 条】	1 家庭的保育事業等を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者は、区市町村長が行う研修（区市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者で、次のいずれにも該当する者とする。 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。 児童福祉法第 18 条の 5 各号及び同法第 34 条の 21 第 1 項第 4 号（ ）のいずれにも該当しない者。 〔保育士の欠格事由〕 第 18 条の 5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は	従	

家庭的保育事業		執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者 (3) この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者 (4) 第 18 条の 19 第 1 項第 2 号又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者 〔養育里親の欠格事由等〕 第 34 条の 20 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第 1 号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。 一 略 二 略 三 略 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 3 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。		
	保育時間 【第 24 条】	保育時間は 1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行うものが定めるとする。	参	
	保育の内容 【第 25 条】	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従	
	保護者との連絡 【第 26 条】	家庭的保育事業者は、保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	

小規模保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準								
通則	小規模保育事業の区分 【第 27 条】	小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。	従									
小規模保育事業 A 型	設備の基準 【第 28 条】	小規模保育事業所 A 型の設備の基準は、次のとおりとする。 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業 A 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（付近の代替地を含む）調理設備及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m²以上、屋外遊戯場の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。0 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。 【要件】 イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている階に応じ、次の表の区分ごとに、同表に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 <table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td rowspan="2">2 階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr></table>	階	区分	施設又は設備	2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	参・従	
階	区分	施設又は設備										
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段										
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段										

小規模保育事業 A 型

3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。

二 小規模保育事業所 A 型の調理設備(スプリンクラーや自動消火装置が設けられ、調理設備外部への延焼防止措置がとられている場合を除く。)以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又は近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ホ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼

小規模保育事業 A 型		児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		
	職員 【第 29 条】	1 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型は、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に 1 を加えた数以上とする。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従	
	準用 【第 30 条】	第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。	-	
小規模保育事業 B 型	職員 【第 31 条】	1 小規模保育事業所 B 型には、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として区市町村長が行う研修（区市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従	
	準用 【第 32 条】	第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。	-	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
小規模保育事業C型	設備の基準 【第33条】	小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	参・従	調理設備については従
	職員 【第34条】	1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型は、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従	
	利用定員 【第35条】	小規模保育事業所C型は、児童福祉法第6条の3第10項（ ）の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 保育を必要とする乳児・幼児であつて満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業	従	
	準用 【第36条】	第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。	-	

居宅訪問型保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業 【第 37 条】	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 4 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置に対応するために行う保育 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区市町村が認める乳幼児に対する保育 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区市町村が認めるものにおいて行う保育	従	
	設備及び備品 【第 38 条】	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参	
	職員 【第 39 条】	居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。	従	
	居宅訪問型保育連携施設 【第 40 条】	居宅訪問型保育事業者は、第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。	従	
	準用 【第 41 条】	第 24 条から第 26 条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。	-	

事業所内保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準
事業所内保育事業	利用定員の設定 【第 42 条】	事業所内保育事業者は、次の表に掲げる利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて区市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。		参
		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	
		1 人以上 5 人以下	1 人	
		6 人以上 7 人以下	2 人	
		8 人以上 10 人以下	3 人	
		11 人以上 15 人以下	4 人	
		16 人以上 20 人以下	5 人	
		21 人以上 25 人以下	6 人	
		26 人以上 30 人以下	7 人	
		31 人以上 40 人以下	10 人	
		41 人以上 50 人以下	12 人	
		51 人以上 60 人以下	15 人	
		61 人以上 70 人以下	20 人	
		71 人以上	20 人	
	設備の基準 【第 43 条】	保育所型事業所内保育事業（定員 20 名以上）を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 乳児室又の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 1.65 m²以上であること。 ほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替地を含む）、調理室及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m²以上、屋外遊戯場の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。		参・従

事業所内保育
事業

保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
保育室を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

【要件】

イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている階に応じ、次の表の区分ごとに、同表に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

事業所内保育事業		ハ ロに掲げる施設及び設備が非難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。 二 保育所型事業所内保育事業所の調理室(スプリンクラーや自動消火装置が設けられ、調理室外部への延焼防止措置がとられている場合を除く。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又は近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
	職員 【第 44 条】	1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所は、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはできない。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従

条項	項目	国の基準		足立区の基準
事業所内保育事業	連携施設に関する特例【第 45 条】	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、児童福祉法第 6 条第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。	従	
	準用【第 46 条】	第 24 条から第 26 条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。	-	
	職員【第 47 条】	1 小規模型事業所内保育事業(定員 19 名以下)を行う事業所には、保育従事者(保育士その他保育に従事する職員として区市町村長が行う研修(区市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業又は搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従	
	準用【第 48 条】	第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。	-	

附則

条項	項目	国の基準		足立区の基準
附則	食事の提供の経過措置【第 2 条】	この省令の施行日の前日において現に存する児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	従	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
附則	連携施設に関する経過措置 【第3条】	特定地域型保育事業は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従	
	小規模保育事業B型に関する経過措置 【第4条】	家庭的保育者（第23条第2項）又は家庭的保育補助者（第23条第3項）は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業に従事する保育従事者とみなす。	従	
	利用定員に関する経過措置 【第5条】	小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従	

特定教育・保育施設及び特定保育事業の運営に関する基準に係る主な規定事項

分類	主な規定事項	従うべき基準は、ゴシック体
利用定員に関する基準	【特定教育・保育】 ・認定こども園 20人以上 (1号認定から3号認定までの子どもの区分) ・保育所 20人以上 (2号認定及び3号認定までの子どもの区分) ・幼稚園 最低利用定員数の設定なし (1号認定の子どもの区分) 【特定地域型保育】 ・家庭的保育事業 1人以上5人以下 (3号認定の子どもの区分) ・小規模保育室A・B型 6人以上19人以下 (3号認定の子どもの区分) ・小規模保育室C型 6人以上10人以下 () (3号認定の子どもの区分) ・居宅訪問型保育事業 1人 (3号認定の子どもの区分) ・事業所内保育事業 上限の設定なし (雇用する労働者の子どもとその他の子どもごとに3号認定の子どもの区分に応じて設定) 当該基準の施行の日から起算して5年を経過する日までは、6人以上15人以下	
運営に関する基準	・提供する特定教育・保育及び特定地域型保育の内容及び手続きの保護者への説明並びに同意 ・正当な理由のない提供拒否の禁止（応諾義務） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・区が行うあっせん、調整及び要請に対する協力 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助 ・特定教育・保育施設等との連携（<u>特定地域型保育事業のみ</u>） ・子どもの心身の状況等の把握 ・提供した特定教育・保育及び特定地域型保育の記録の整備 ・利用者負担の徴収 ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に沿った教育保育の提供（保育所保育指針に準じた特定地域型保育の提供） ・評価（自己評価、第三者評価） ・子どもの体調の急変等緊急時における対応 ・利用者に関する区市町村への通知（不正受給の防止） ・運営規程の策定、提示 ・職員の勤務体制の確保 ・定員の遵守 ・子どもの適切な処遇（差別的取扱い及び虐待の禁止等） ・秘密保持、個人情報保護 ・苦情解決 ・事故の防止及び発生時の対応 ・会計処理 ・職員、設備及び会計に関する記録の整備	
特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費に関する基準	・特別利用保育・教育及び特定利用地域型保育の提供	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

特定教育・保育施設の運営に関する基準

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準
利用定員に関する基準	利用定員 【第4条】	1 認定こども園及び保育所は、利用定員の数 を 20 人以上とする。(幼稚園は最低利用定員数の設定なし) 2 次に掲げる施設の区分に応じ、1号から3号までの認定の区分ごとに利用定員を定める。ただし、3号認定の区分は、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定める。 (1) 認定こども園 1号認定から3号認定までの子どもの区分 (2) 幼稚園 1号認定の子どもの区分 (3) 保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分 認定の区分 ・ 1号認定：保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども ・ 2号認定：保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども ・ 3号認定：保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子ども	従	
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意 【第5条】	特定教育・保育の提供開始にあたっては、保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。	従	
		【説明の方法】 保護者からの申し出があった場合は、文書の交付に代えて、メール等による電子ファイルの交付によることも可	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運 営 に 関 す る 基 準	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 【第6条】	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 【定員を上回る申込みがあった場合】 1号認定を受けた子ども(幼稚園又は認定こども園)の場合は、「抽選」、「先着順」、「設置者の教育・保育に関する理念・基本方針に基づく選考」など、公正な方法により選考しなければならない。 2号・3号認定を受けた子ども(保育所又は認定こども園)の場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考する(区が利用調整を行う) 、 のいずれの場合も、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従	
		自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介するなどの措置を速やかに講じなければならない。	参	
	あっせん、調整及び要請に対する協力 【第7条】	特定教育・保育施設は、区が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	
	受給資格等の確認 【第8条】	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、保護者が提示する支給認定証により、支給認定の有無等の確認を行う。	参	
	支給認定の申請に係る援助 【第9条】	1 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、速やかに支給認定の申請がなされるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	
	心身の状況等の把握 【第10条】	特定教育・保育の提供にあたっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	小学校等との連携 【第 11 条】	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等で継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、小学校等との密接な連携に努めなければならない。	参	
	教育・保育の提供の記録 【第 12 条】	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	
	利用者負担額等の受領 【第 13 条】	特定教育・保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。それ以外に、実費徴収（日用品、文房具等の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、食事の提供に要する費用など）・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができるが、その際は、あらかじめ徴収する額や徴収理由を書面によって明示しなければならない。	従	
	施設型給付費等の額に係る通知等 【第 14 条】	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費又は特例施設型給付費の支給を受けたときは、保護者に対してその額を通知しなければならない。 2 法定代理受領を行わない特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参	
	特定教育・保育の取扱方針 【第 15 条】	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、認定こども園は幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、適切に特定教育・保育を提供しなければならない。	従	
	特定教育・保育に関する評価等 【第 16 条】	特定教育・保育施設は、自ら教育・保育の質の評価を行うとともに、保護者その他関係者による評価又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参	
	相談及び援助 【第 17 条】	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、その子ども又は保護者に対し、適切に相談・助言等を行わなければならない。	参	
	緊急時等の対応 【第 18 条】	特定教育・保育施設の職員は、子どもに体調の急変等が生じたときは、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じなければならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	支給認定保護者に関する区への通知 【第 19 条】	特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区に通知しなければならない。	参	
	運営規程 【第 20 条】	教育・保育施設は、運営規程(施設の運営についての重要事項に関する規程)を定めなければならない。 【規程内容】 施設の目的及び運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額 利用定員 施設の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用定員を超える申込みがあった場合の選考方法を含む。) 緊急時における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	参	
	勤務体制の確保 【第 21 条】	1 特定教育・保育施設は、適切に特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	参	
	定員の遵守 【第 22 条】	利用定員を超えて、教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要増大への対応、要保護児童や保育を必要とする乳児・幼児に対する措置への対応、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	掲示 【第 23 条】	施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制など利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	
	支給認定子どもを平等に取り扱う原則 【第 24 条】	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。	従	
	虐待等の禁止 【第 25 条】	施設の職員は、支給認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	
	懲戒に係る権限の濫用禁止 【第 26 条】	幼保連携型認定こども園及び保育所の長は、支給認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定()により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 児童福祉施設の長、その住居において保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を行う者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。	従	
	秘密保持等 【第 27 条】	1 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 職員であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 関係機関(小学校等)に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	従	
	情報の提供等 【第 28 条】	1 教育・保育施設は、保護者が適切に施設を選択することができるよう、提供する特定教育・保育内容の情報提供に努めなければならない。 2 施設について広告をする場合は、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	利益供与等の禁止 【第 29 条】	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの代償とて金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、地域型保育を行う者等から、子ども又はその家族を紹介することの代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参	
	苦情解決 【第 30 条】	1 特定教育・保育施設は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 保護者等から苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 保護者等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 区が教育・保育給付に関して行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない。また、区からの求めがあったときは、当該改善の内容を区に報告しなければならない。	参	
	地域との連携等 【第 31 条】	特定教育・保育施設は、地域との交流に努めなければならない。	参	
	事故発生の防止及び発生時の対応 【第 32 条】	1 特定教育・保育施設は、事故発生(再発)を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 事故発生防止のための指針の整備 職員へ改善策を周知するための体制の整備 事故発生防止のための委員会、研修の定期的な開催 2 事故が発生した場合は、速やかに区及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。 4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	会計の区分【第 33 条】	教育・保育の事業会計とその他事業の会計とを区分しなければならない。	参	
	記録の整備【第 34 条】	1 教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 支給認定子どもに関する次に掲げる記録を整備し、5 年間保存しなければならない。 第 15 条第 1 項に規定する取扱方針に基づく保育提供にあたっての計画 第 12 条に規定する教育・保育の提供記録 第 19 条に基づく区への通知に係る記録 第 30 条第 2 項に規定する苦情内容等の記録 第 32 条第 3 項に規定する事故の状況等の記録	参	
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準【第 35 条】	保育所が 1 号認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 都道府県、指定都市等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守すること。 当該利用に係る 1 号認定子どもの数及び利用中の 2 号認定子どもの総数が、当該保育所の 2 号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	
	特別利用教育の基準【第 36 条】	幼稚園が 2 号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 学校の設備、編成その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る。)を遵守すること。 当該利用に係る 2 号認定子どもの数及び利用中の 1 号認定子どもの総数が、当該幼稚園の 1 号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	

特定地域型保育事業者の運営に関する基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準
利用定員に関する基準	利用定員 【第37条】	1 家庭的保育事業は、利用定員の数をもとに1人以上5人以下とし、3号認定の区分を定める。 2 小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数をもとに6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数をもとに6人以上10人以下(当該基準の施行日から起算して5年を経過する日までは、6人以上15人以下)とし、3号認定の区分を定める。 3 居宅訪問型保育事業は、利用定員の数をもとに1人とし、3号認定の区分を定める。 4 事業所内保育事業は、その雇用する労働者の小学校就学前子どもと、その他の小学校前子どもごとに、3号認定の区分を定める。 5 3号認定の区分は、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。 小規模保育事業A型、B型及びC型 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の規定による類型で、保育所分園に近い類型(A型)、家庭的教育(グループ型小規模保育)に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)に区分されている。	従	
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意 【第38条】	特定地域型保育の提供開始にあたっては、保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。	従	
		【説明の方法】 保護者からの申し出があった場合は、文書の交付に代えて、メール等による電子ファイルの交付によることも可	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	正当な理由のない提供拒否の禁止 【第 39 条】	1 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 定員を上回る申込みがあった場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもを優先的に選考する。なお、当該選考は、あらかじめ選考方法を保護者に明示したうえで行わなければならない。	従	
		3 提供体制の確保が困難であるなど自ら事業の提供が困難である場合は、連携施設その他適切な事業等を紹介するなど速やかな措置を講じなければならない。	参	
	あっせん、調整及び要請に対する協力 【第 40 条】	特定地域型保育事業者は、区が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	
	心身の状況等の把握 【第 41 条】	特定地域型保育の提供にあたっては、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めなければならない。	参	
	特定教育・保育施設等との連携 【第 42 条】	1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」、「卒園後の受け皿」について連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児を保育する場合は、あらかじめ、連携する障がい児入所支援施設を適切に確保しなければならない。 3 利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業者は、「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」について、特定教育・保育施設に連携協力を求めることを要しない。	従	
		4 特定地域型保育事業者は、保育提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設での教育・保育へ円滑に移行されるよう、密接な連携に努めなければならない。	参	
	利用者負担額等の受領 【第 43 条】	特定地域型保育事業者は、保護者から当該保育事業等に係る利用者負担額を受領するものとする。それ以外に、実費徴収(日用品、文房具等の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、食事の提供に要する費用など)・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができるが、その際は、あらかじめ額や徴収理由を明示しなければならない。	従	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	特定地域型保育の取扱方針 【第 44 条】	特定地域型保育事業者は、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、適切に保育を提供しなければならない。	従	
	特定地域型保育に関する評価等 【第 45 条】	特定地域型保育事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参	
	運営規程 【第 46 条】	特定地域型保育事業者は、運営規程(事業の運営についての重要事項)を定めなければならない。 【規程内容】 事業の目的及び運営の方針 提供する特定地域型保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額 利用定員 施設の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用にあたっての選考方法を含む。) 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項	参	
	勤務体制の確保等 【第 47 条】	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供できるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	参	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
運営に関する基準	定員の遵守 【第 48 条】	利用定員を超えて、特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要増大への対応、保育を必要とする乳児・幼児に対する措置への対応、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	
	記録の整備 【第 49 条】	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 支給認定子どもに関する次に掲げる記録を整備し、5 年間保存しなければならない。 第 44 条に基づく特定地域型保育の提供にあたっての計画 第 12 条(第 50 条により準用)に規定する特定地域型保育の提供記録 第 19 条(第 50 条により準用)に基づく区への通知に係る記録 第 30 条第 2 項(第 50 条により準用)に規定する苦情内容等の記録 第 32 条第 3 項(第 50 条により準用)に規定する事故の状況等の記録	参	
	準用 【第 50 条】	第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条から第 19 条まで、第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業に準用する。	—	
特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準 【第 51 条】	特定地域型保育事業者が 1 号認定の子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 区が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を遵守すること。 当該保育に係る 1 号認定子どもの数及び利用中の 3 号認定子ども(対象となる 2 号認定子どもを含む)の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。 特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
特例地域型保育給付費に関する基準	特定利用地域型保育の基準 【第 52 条】	特定地域型保育事業者が 2 号認定の子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 区が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を遵守すること。 当該保育に係る 2 号認定子どもの数及び利用中の 3 号認定子ども(対象となる 1 号認定子どもを含む)の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。 特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	

附則

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準
特定保育所に関する特例	特定保育所に関する特例 【第 2 条】	特定保育所（ ）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条（利用者負担額等の受領）及び第 19 条（支給認定保護者に関する市町村への通知）における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第 6 条に規定する委託費に関する規定に読み替えて適用し、特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、第 6 条（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）及び第 7 条（あっせん、調整及び要請に対する協力）の規定は適用しない。	従	

条項	項目	国の基準		足立区の基準
施設型給付費等に関する経過措置	施設型給付費等に関する経過措置 【第3条】	1 特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条（利用者負担額等の受領）の規定を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき、必要な読替えを行ったうえで適用する。 2 特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第13条（利用者負担額等の受領）の規定を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき、必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	
利用定員に関する経過措置	利用定員に関する経過措置 【第4条】	小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を「6人以上15人以下」とする。	従	
連携施設に関する経過措置	連携施設に関する経過措置 【第5条】	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業（ ）による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区市町村が認める場合は、第42条第1項本文の規定（特定教育・保育施設等との連携）にかかわらず、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	従	

公的給付制度(施設型給付・地域型給付)の創設に伴い、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなど不誠実な対応を行う施設や事業者に対し、区が条例により過料を課すことができるとされている。

放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)

1. 従事する者【従うべき基準】

○ 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」)であって、研修を受講した者とするのが適当。(一定の経過措置等についても検討)

2. 員数【従うべき基準】

○ 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

○ 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとするのが適当。
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

4. 施設・設備【参酌すべき基準】

○ 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とするものが適当。

5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

○ 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるのが適当。
○ 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。

6. その他の基準【参酌すべき基準】

○ 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

7. その他(基準以外の事項)

- 市町村は、クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して、優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。
- 児童福祉法の改正により対象年齢が明確化されたことを踏まえ、市町村は、利用希望を把握した上で、必要な者が支援を受けられるよう提供体制の整備を進めていく責務がある。ただし、これは「事業の対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管部局間等で放課後の児童の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。
- 障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要。
- 放課後児童クラブの基準により、質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	概要	国の基準		足立区の基準
本則	放課後児童健全育成事業 の一般原則 【第5条】	1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参	

条項	概要	国の基準		足立区の基準
本則	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策 【第6条】	1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	参	
	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件 【第7条】	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	
	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等 【第8条】	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	
	設備の基準 【第9条】	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供す	参	

本則		るものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		
	職員 【第10条】	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 保育士の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 学校教育法の規定による大学（旧大学令による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め	従	

本則		て卒業した者 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの		
		4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参	
		5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	従	

条項	概要	国の基準		足立区の基準
本則	利用者を平等に取り扱う原則 【第11条】	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参	
	虐待等の禁止 【第12条】	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参	
	衛生管理等 【第13条】	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	
	運営規程 【第14条】	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 事業の目的及び運営の方針 職員の職種、員数及び職務の内容 開所している日及び時間 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 利用定員 通常の事業の実施地域	参	

本則		事業の利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他事業の運営に関する重要事項		
	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿 【第15条】	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	
	秘密保持等 【第16条】	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参	
	苦情への対応 【第17条】	1 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参	

条項	概要	国の基準		足立区の基準
本則	開所時間及び日数 【第18条】	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	参	
	保護者との連絡 【第19条】	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	
	関係機関との連携 【第20条】	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	

条項	概要	国の基準		足立区の基準
本則	事故発生時の対応 【第21条】	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参	
附則	職員の経過措置 【第2条】	この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	従	

『教育・保育』の量の見込み算出手順の流れ(仮定数値によるイメージ図)

《具体例》

教育・保育における平成27年度の1号認定【ア】(3～5歳)及び2号認定【ウ】(3～5歳)のニーズ量を算出する。

1号認定【ア】: 保育の必要がなく、幼稚園教育を希望する3～5歳

2号認定【ウ】: 保育を必要とし、保育園等を希望する3～5歳

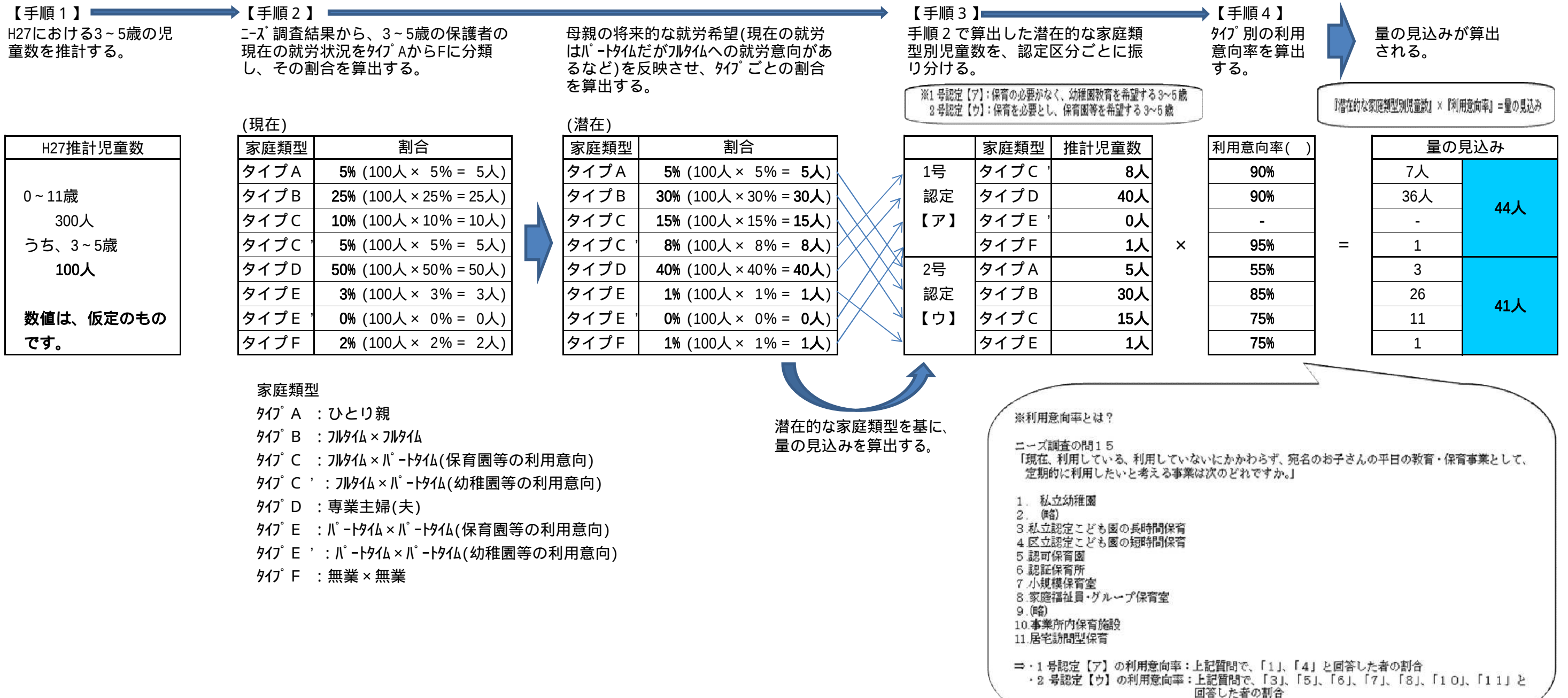
《算出手順》

【手順1】 計画期間内における年齢別児童数を推計する。(別紙資料1 P7)

【手順2】 現在及び潜在の家庭類型の割合を算出する。(別紙資料1 P8)

【手順3】 認定区分ごとに家庭類型を振り分ける。(別紙資料1 P10)

【手順4】 タイプ別の利用意向率を算出する。(別紙資料1 P10)
量の見込みが算出される。(別紙資料1 P12)



『地域子ども・子育て支援事業』の量の見込み算出例

【学童保育（低学年）の5㍻㍻㍻の量の見込みの算出方法】

別紙資料1 P15

		家庭類型		児童数	現在、学童保育を利用		学童保育を利用したいが、空きがない		量の見込み	
区域	人口推計	タイプ	割合		利用意向率	量の見込み	利用意向率	量の見込み		
57° ロック	3,350	A	7.8%	260	34.7%	90	6.8%	18	108	
		B	27.2%	911	56.1%	511	15.2%	139	650	
		C	13.6%	455	19.0%	87	7.6%	34	121	
		E	1.0%	33	33.3%	11	0.0%	0	11	
		合計		1,659		699		191	890	
				↑			↑			
				×			×			
					↑			↑		
				×			×			
					↑			↑		
				+			+			

【学童保育（高学年）の5㍻㍻㍻の量の見込みの算出方法】

別紙資料1 P15

		家庭類型		児童数	学童保育を利用したい	
区域	人口推計	タイプ	割合		利用意向率	量の見込み
57' ロック	3,374	A	7.8%	262	17.8%	47
		B	27.2%	917	29.2%	268
		C	13.6%	459	9.9%	45
		E	1.0%	33	0.0%	0
		合計		1,671		360
				↑		
				×		
				↑		
				×		

【子育てサロンの5㍻㍻㍻の量の見込みの算出方法】

別紙資料1 P16

		家庭類型		児童数	子育てサロンを利用したい		量の見込み	
区域	人口推計	タイプ	割合		利用意向率	利用意向回数		
5ﾌﾟﾛｯｸ	3,292	A	6.8%	224	42.1%	24.0	2,263	
		B	32.7%	1,075	39.4%	26.4	11,170	
		C	15.0%	493	47.7%	20.0	4,703	
		C´	4.4%	146	45.5%	27.0	1,786	
		D	41.2%	1,355	57.6%	44.5	34,757	
		E	0.0%	0	0.0%	0.0	0	
		E´	0.0%	0	0.0%	0.0	0	
		F	0.0%	0	0.0%	0.0	0	
		合計		3,292			54,680	
				↑			↑	
				×			×	×

「割合」等の数値は、分かり易くするため表示の桁数以下を四捨五入しています。そのため、計算が合わない箇所があります。